

静岡空港供用規程

空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、静岡空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第 1 条 静岡空港の運用時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更することができるものとする。

2 静岡空港機能施設事業の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（静岡空港の概要）

第 2 条 静岡空港の施設の概要は、次に規定するところによるものとする。

(1) 滑走路の長さ及び幅

ア 滑走路の長さ 2,500 メートル

イ 滑走路の幅 60 メートル

(2) 単車輪荷重

43 トン

(3) エプロンのバース数と内訳

5 バース（大型航空機用 2 バース、中型航空機用 1 バース、小型航空機用 2 バース）

(4) 計器着陸用施設（ILS）の有無と運用カテゴリ

カテゴリ I（精密進入用灯火）

（静岡空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第 3 条 次に掲げる静岡空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(1) 総合案内所、観光情報センターその他の静岡空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

(2) 静岡空港の管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の静岡空港に関する情報

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の静岡空港が提供するサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第 4 条 静岡空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成 20 年静岡県条例第 22 号）及び静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成 21 年静岡県規則第 28 号）の定めるところによる。

附 則

この静岡空港供用規程は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この静岡空港供用規程は、平成 21 年 8 月 27 日から施行する。